

令和3年第2回

各務原市議会定例会議案

令和3年3月8日

目 次

議第 3 号	令和 3 年度各務原市一般会計予算	別冊
議第 4 号	令和 3 年度各務原市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議第 5 号	令和 3 年度各務原市介護保険事業特別会計予算	別冊
議第 6 号	令和 3 年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議第 7 号	令和 3 年度各務原市水道事業会計予算	別冊
議第 8 号	令和 3 年度各務原市下水道事業会計予算	別冊
議第 9 号	令和 2 年度各務原市一般会計補正予算（第 1 5 号）	別冊
議第 1 0 号	令和 2 年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議第 1 1 号	令和 2 年度各務原市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議第 1 2 号	各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	1 頁
議第 1 3 号	各務原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について	3 頁
議第 1 4 号	各務原市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について	1 0 頁
議第 1 5 号	各務原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	1 3 頁
議第 1 6 号	各務原市消防団条例の一部を改正する条例について	1 5 頁
議第 1 7 号	各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	1 7 頁
議第 1 8 号	各務原市介護保険条例の一部を改正する条例について	2 0 頁
議第 1 9 号	各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	2 3 頁
議第 2 0 号	各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	4 1 頁
議第 2 1 号	各務原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	5 0 頁

議第 2 2 号	各務原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	5 5 頁
議第 2 3 号	各務原市産業会館条例の一部を改正する条例について	6 1 頁
議第 2 4 号	各務原市火入れに関する条例の一部を改正する条例について	6 3 頁
議第 2 5 号	各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について	6 5 頁
議第 2 6 号	各務原市図書館条例の一部を改正する条例について	6 7 頁
議第 2 7 号	各務原市史編さん委員会条例について	6 9 頁
議第 2 8 号	各務原市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について	7 2 頁
議第 2 9 号	各務原市手数料条例の一部を改正する条例について	7 4 頁
議第 3 0 号	財産の取得について（新庁舎高層棟事務机等）	8 5 頁
議第 3 1 号	財産の取得について（新庁舎高層棟収納庫等）	8 6 頁
議第 3 2 号	財産の取得について（特定公園施設）	8 7 頁
議第 3 3 号	市道路線の認定について（市道蘇北 7 9 7 号線ほか 4 路線）	8 9 頁
議第 3 4 号	各務原市副市長の選任について	9 4 頁
議第 3 5 号	各務原市監査委員の選任について	9 6 頁
議第 3 6 号	各務原市公平委員会委員の選任について	9 8 頁

議第12号

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年3月8日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

市史編さん委員会委員の報酬の額を定める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

学校運営協議会	委員	日額	1,000円
学校適正規模・適正配置等に関する基本計画策定委員会	委員	日額	6,500円

を

」

「

学校運営協議会	委員	日額	1,000円
---------	----	----	--------

に、

」

「

文化財審議会	委員	日額	6,500円
--------	----	----	--------

を

」

「

文化財審議会	委員	日額	6,500円
市史編さん委員会	委員	日額	6,500円

に改める。

」

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議第13号

各務原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について

各務原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を次のように定めるものとする。

令和3年3月8日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定め、関係者の利便性の向上等を図り、もって市民生活の向上に寄与するため、この条例を定めようとする。

各務原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程その他の規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき、県の条例により市が処理することとされた事務について規定する県の条例及び規則をいう。

(2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 地方自治法第2編第7章の規定により置かれる市の執行機関若しくは消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条の規定により置かれる消防本部若しくは消防署又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。以下同じ。）又は条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 市の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

(5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供さ

れるものをいう。

(6) 申請等 申請、届出その他の法令（条例等に特別の定めのある場合に限る。以下この号から第9号までにおいて同じ。）又は条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。この場合において、経由機関（法令又は条例等の規定に基づき他の市の機関等又は民間事業者（個人又は法人その他の団体であつて、事業を行うもの（市の機関等を除く。）をいう。以下この号及び次号において同じ。）を経由して行われる申請等における当該他の市の機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける市の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。

(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（法令又は条例等の規定に基づき他の市の機関等又は民間事業者を経由して行う処分通知等における当該他の市の機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う市の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

(8) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

以下同じ。) を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を

使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行

うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関

する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(各務原市行政手続条例の一部改正)

2 各務原市行政手続条例（平成9年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第33条第4項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

議第14号

各務原市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について

各務原市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年3月8日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

行政財産の使用料の額を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

各務原市行政財産使用料徴収条例（昭和48年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「をいう」の次に「。次項において同じ」を加え、「10円未満」を「1円未満」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 入札に付して又は公募により行政財産の使用の許可を受けようとする者を選定する場合の使用料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額を下回らない範囲内で当該入札の落札金額（消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合は、当該落札金額に消費税等相当額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））又は当該公募により決定した額とすることができる。

第4条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

区分	使用料の額（年額）
1 電柱、標柱等に類するものの設置のために使用する土地	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に規定する対価の額の基準により算出して得た額に相当する額
2 前項以外の土地	市長の評定した土地価格に100分の3を乗じて得た額
3 建物	次に掲げる額を合算した額 （1）市長の評定した建物価格に100分の7を乗じて得た額 （2）当該建物の建築面積に相当する土地の使用料に、当該建物のうち使用の許可を受けた面積を当該建物の延べ面積で除して得た数を乗じて得た額
4 前3項により難いもの	市長が別に定める額

備考

- 1 使用する期間が1年未満であるとき、又は使用する期間に1年未満の端数があるときは、日割計算とする。
- 2 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 改正後の各務原市行政財産使用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用を許可する使用料について適用し、同日前に使用を許可した使用料については、なお従前の例による。

議第15号

各務原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

各務原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年3月8日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

審査の申出の手續等における書面への押印等を不要とするため、この条例を定めようとする。

各務原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

各務原市固定資産評価審査委員会条例（昭和38年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「次の各号」を「次」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第8項中「記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第9条第2項中「記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第10条第2項中「記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議第16号

各務原市消防団条例の一部を改正する条例について

各務原市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年3月8日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

消防団員の費用弁償の額を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市消防団条例の一部を改正する条例

各務原市消防団条例（昭和38年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「2,500円」を「7,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市消防団条例の規定は、この条例の施行の日以後に発生した職務に係る費用弁償について適用し、同日前に発生した職務に係る費用弁償については、なお従前の例による。

議第17号

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年3月8日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

各務原市国民健康保険条例（昭和38年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第19条第1項第1号中「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号及び第3号中「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第2条中「地方税法第313条第3項」との次に「、「110万円」とあるのは「125万円」と」を加える。

附則第9条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第11条第1項及び第19条第1項並びに附則第2条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第18号

各務原市介護保険条例の一部を改正する条例について

各務原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年3月8日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

介護保険料額を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市介護保険条例の一部を改正する条例

各務原市介護保険条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「2万9,400円」を「3万2,400円」に改め、同項第2号中「3万8,220円」を「4万2,120円」に改め、同項第3号中「4万4,100円」を「4万8,600円」に改め、同項第4号中「5万2,920円」を「5万8,320円」に改め、同項第5号中「5万8,800円」を「6万4,800円」に改め、同項第6号中「7万560円」を「7万7,760円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同項第7号中「7万6,440円」を「8万4,240円」に改め、同号ア中「200万円未満」を「210万円未満」に改め、同項第8号中「8万8,200円」を「9万7,200円」に改め、同号ア中「300万円未満」を「320万円未満」に改め、同項第9号中「9万9,960円」を「11万160円」に改め、同項第10号中「10万5,840円」を「11万6,640円」に改め、同項第11号中「11万1,720円」を「12万3,120円」に改め、同項第12号中「12万3,480円」を「13万6,080円」に改め、同項第13号中「13万5,240円」を「14万9,040円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「1万7,640円」を「1万9,440円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「2万3,520円」を「2万5,920円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「4万1,160円」を「4万5,360円」に改める。

附則中第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

附則第10条の前の見出しを削り、同条を附則第11条とし、同条の前に見出しとして「（川島町の編入に伴う経過措置）」を付する。

附則中第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料額の算定に関する基準の特例）

第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料額の算定に

ついで第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料額の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料額の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の各務原市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第19号

各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年3月8日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 運営に関する基準（第196条—第202条）」を
「
第4節 運営に関する基準（第196条—第202条） に改める。
第10章 雑則（第203条）
」

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第5項第1号中「いう。」の次に「第47条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「いう」の次に「。第47条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「いう」の次に「。第47条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「いう」の次に「。第47条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「いう。」の次に「第47条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「いう。」の次に「第47条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「いう。」の次に「第47条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「いう。」の次に「第47条第4項第8号及び」を加える。

第31条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止

するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第34条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代え

ることができる。

第39条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- （2）当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- （3）当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条第1項第1号中「専ら」を削り、「数以上。」を「数以上」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「専ら」を削り、「数以上。」を「数以上」に改め、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項本文中「訪問介護員等」を「夜間対応型訪問介護従業者」に、「定期巡回サービス及び随時訪問サービス」を「指定夜間対応型訪問介護」に改め、同項ただし書中「随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体

制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な」に改め、「支障がないときは」の次に「、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を加え、「指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間で契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第56条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条中「第33条から」を「第32条の2から」に、「、第40条及び第41条」を「及び第40条から第41条まで」に改め、「規定する運営規程」とあるのは「第55条に規定する重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第19条、第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第19条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と」を削り、「第33条第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第34条」を「第34条第1項」に、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と読み替える」

を「読み替える」に改める。

第59条の12中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第59条の13に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の15に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第59条の17第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うこ

とができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第59条の20中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第34条中」を「第34条第1項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第53条」を「第53条」に改める。

第59条の22中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第34条第1項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と」を削り、「及び第59条の13第3項」を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第59条の36中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の38第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第59条の40中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第64条第1項中「又は施設」の次に「（第66条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第65条第2項中「第82条第7項」の次に「、第110条第9項」を加える。

第66条第1項ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「施設等の職務に」の

次に「従事し、又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に」を加える。

第73条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第34条中」を「第34条第1項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第53条」を「第53条」に改め、「の従業者」と」の次に「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」を加える。

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第83条第3項中「第111条第2項」を「第111条第3項」に改める。

第87条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第100条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第108条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第34条中」を「第34条第1項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機

能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項」を「第59条の11第2項」に改め、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第110条第1項中「）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第110条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第111条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第113条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共

同生活介護事業所にあつては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削る。

第117条第7項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次の各号に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第121条中「指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第122条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第123条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第128条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」とあるのは「共同生活住居」と、「」の次に「同条第1項中」を加え、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の

11第1項」を「第59条の11」に、「同条第2項中「指定地域密着型通所介護事業所」とあるのは「共同生活住居」と、」を「同条第2項中」に改め、「第6章第4節」と」の次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第138条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第145条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第146条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第149条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第34条第1項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を削り、「第7章第4節」と」の次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第151条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合

であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第151条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第157条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第158条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第163条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（^{くう}口腔衛生の管理）

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令第3条第1項に

規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第169条に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第175条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「「当該利用者」を「「当該入所者」に、「第34条中」を「第34条第1項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第180条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、

(ア) ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

第182条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第186条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第187条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「「当該利用者」を「「当該入居者」に、「第34条中」を「第34条第1項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項」を「第59条の11第2項」に改める。

第191条第11項ただし書中「前項各号」を「第7項各号」に改める。

第202条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第34条中」を「第34条第1項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項」を「第59条の11第2項」に改め、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

本則に次の1章を加える。

第10章 雑則

（電磁的記録等）

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第9条（第59条、第59条の20、第59条の22、第80条、第108条、第128条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。）、第59条の29、第115条第1項、第133条、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第9条、第59条の29及び第133条に規定するものを除く。）については、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項、第31条、第40条の2（新条例第59条、第59条の20、第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を

含む。)、第55条、第59条の12(新条例第59条の22において準用する場合を含む。)、第59条の36、第73条、第100条(新条例第202条において準用する場合を含む。)、第122条、第145条、第168条及び第186条の規定の適用については、同項及び新条例第40条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、新条例第31条、第55条、第59条の12、第59条の36、第73条、第100条、第122条、第145条、第168条及び第186条中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)に」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条の2(新条例第59条、第59条の20、第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第32条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第3項(新条例第59条において準用する場合を含む。)及び第59条の16第2項(新条例第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

- 5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第171条第2項第3号(新条例第189条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(認知症介護に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 6 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第59条の13第3項(新条例第59条の22、第59条の40、第80条、第108条及び第20

2条において準用する場合を含む。)、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

7 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第163条の2(新条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第163条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生^{くわう}の管理に係る経過措置)

8 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第163条の3(新条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第163条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

9 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第175条第1項(新条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに、第4号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員等に係る経過措置)

10 当分の間、新条例第180条第1項第1号ア(イ)の規定により入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新条例第151条第1項第3号ア及び第187条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

11 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、改正前の各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第180条第1項第1号ア(ウ) bの規定の要件を満たしているものに係る設備の基準については、なお従前の例による。

議第20号

各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年3月8日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営等に関する基準を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

「
目次中 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条—第90条）を
」

「
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条—第90条）に改める。
第5章 雑則（第91条）
」

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「又は施設」の次に「（第10条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第9条第2項中「指定居宅サービスをいう」、「指定地域密着型サービスをいう」、「指定介護予防サービスをいう」及び「介護保険施設をいう」の次に「。以下同じ」を、「同条第7項」の次に「及び第71条第9項」を加える。

第10条第1項ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「施設等の職務に」の次に「従事し、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に」を加える。

第27条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

（10）虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症及び食中毒の予

防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第32条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「(以下)」の次に「この章において」を加える。

第45条第3項中「介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「施行令」という。)第3条第1項で定める」を「施行令第3条第1項に規定する」に、「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第57条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第65条中「第28条、」の次に「第28条の2及び」を加え、「第36条まで及び第37条(第4項を除く。)から」を削り、「第39条まで」の次に「(第37条第4項を除く。)」を、「規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」の次に「(第5条第1項又は第8条第1項の従業者をいう。以下同じ。)」を、「第28条第3項」の次に「及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号」を加え、「第32条」を「第32条第1項」に、「「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第39条第1項」を「第39条第1項」に改める。

第71条第1項中「)」をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全

対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第110条」を「第110条第1項から第10項まで」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第79条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」に改める。

第80条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、施行令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第81条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条中「第24条、第26条」の次に「、第28条の2」を加え、「、第37条（第4項を除く。）」を削り、「（第5項を除く。）まで」を「まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）」に改め、「第4章第4節」との次に「、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を、「共同生活住居」と、」の次に「同条第1項中」を加え、「、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第87条第2項中「外部の者による」を「次の各号に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有

体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(第11条(第65条及び第86条において準用する場合を含む。次項において同じ。)、第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。))及び第76条第1項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるもの(第11条に規定するものを除く。)については、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項、第27条、第37条の2(新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)、第57条及び第80条の規定の適用については、同項及び新条例第37条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、新条例第27条、第57条及び第80条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」に」とする。

(認知症介護に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第28条第3項(新条例第65条において準用する場合を含む。))及び第81条第3項の規定の適用に

については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第28条の2（新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第28条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第31条第2項（新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

議第 2 1 号

各務原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 3 月 8 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

指定介護予防支援の事業の運営等に関する基準を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

各務原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条」の次に「・第37条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者

等の同意を得なければならない。) 」を加える。

第35条中「及び前3章」を「、前3章」に改め、「第7項を除く。) 」の次に「及び次条」を加える。

第36条を第37条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(第7条(第2項及び第3項を除く。)、第10条及び第33条第26号に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるもの(第7条(第2項及び第3項を除く。)に規定するものを除く。)については、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の各務原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第5項(新条例第35条において準用する場合を含む。)、第20条(新条例第35条において準用する場合を含む。)及び第29条の2(新条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項及び新条例第29条

の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、新条例第20条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第21条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条の2（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第23条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

議第 2 2 号

各務原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 3 月 8 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

指定居宅介護支援の事業の運営等に関する基準を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

各務原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」の次に「・第34条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合」を加える。

第15条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第20号の次に次の1号を加える。

- (20)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第18号の3に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第20条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条第2項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第32条中「及び前章」を「、前章」に改め、「除く。）」の次に「及び次条」を加える。

第33条を第34条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(第6条(第2項及び第3項を除く。))、第9条及び第15条第27号に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人

の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第6条（第2項及び第3項を除く。）に規定するものを除く。）については、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定（同条第20号の次に1号を加える部分に限る。）は、令和3年10月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の各務原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第5項（新条例第32条において準用する場合を含む。）、第20条（新条例第32条において準用する場合を含む。）及び第29条の2（新条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項及び新条例第29条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、新条例第20条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2（新条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第21条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条の2（新条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第23条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

議第 23 号

各務原市産業会館条例の一部を改正する条例について

各務原市産業会館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 3 月 8 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

商工振興センターの第 2 特別会議室の使用料を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市産業会館条例の一部を改正する条例

各務原市産業会館条例（平成5年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表（各務原市商工振興センター）の部中

「

特別会議室	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	5,000円
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

」

「

第1特別会議室	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	5,000円
第2特別会議室	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	12,500円

に

」

改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の別表（各務原市商工振興センター）の部に規定する特別会議室の使用の許可を受けている者は、改正後の別表（各務原市商工振興センター）の部に規定する第1特別会議室の使用の許可を受けたものとみなす。

議第24号

各務原市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

各務原市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年3月8日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

申請書等の様式を規則において定めることとするため、この条例を定めようとする。

各務原市火入れに関する条例の一部を改正する条例

各務原市火入れに関する条例（昭和59年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「様式第1号による申請書2通に、次の各号に掲げる書類を添え、」を「規則で定めるところにより申請書を」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「火入地」を「火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）」に改める。

第4条第1項中「様式第2号による」を削る。

第16条の次に次の1条を加える。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議第25号

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年3月8日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例
各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成28年条例第46号）
の一部を次のように改正する。

附則第4項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）
附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス
感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中
華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報
告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第26号

各務原市図書館条例の一部を改正する条例について

各務原市図書館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年3月8日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

中央図書館の会議室を廃止するため、この条例を定めようとする。

各務原市図書館条例の一部を改正する条例

各務原市図書館条例（昭和53年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し及び同条第1項、第7条各号列記以外の部分及び同条第6号、第9条第1項、第11条、第12条第1項並びに第13条中「会議室等」を「多目的ホール等」に改める。

別表会議室の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

議第27号

各務原市史編さん委員会条例について

各務原市史編さん委員会条例を次のように定めるものとする。

令和3年3月8日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

市史編さん委員会を設置するため、この条例を定めようとする。

各務原市史編さん委員会条例

(設置)

第1条 各務原市史の編さんについて調査審議するため、各務原市史編さん委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、各務原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、各務原市史の編さんに関する基本方針その他の各務原市史の編さんに関する基本的事項について調査審議し、答申し、又は建議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募による市民
- (3) 地域団体その他の団体を代表する者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌年度の末日までとする。

ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、各務原市教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

議第28号

各務原市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年3月8日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

歩行者利便増進道路の構造の基準を定める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
各務原市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年条例第18号）の一部
を次のように改正する。

第11条第3項ただし書中「第2条第9号」を「第2条第10号」に改める。

第32条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第42条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第43条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議第29号

各務原市手数料条例の一部を改正する条例について

各務原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年3月8日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の額を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市手数料条例の一部を改正する条例

各務原市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表6の項第20号中「第11条の4第1項第1号」を「第11条の3第1項第1号」に改め、同表23の項第1号ウ中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号ウ（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ（イ）を同号ウ（ウ）とし、同号ウ（ア）の次に次のように加える。

（イ）床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1
万8,000円

別表23の項第1号エ中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号エ（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号エ（イ）を同号エ（ウ）とし、同号エ（ア）の次に次のように加える。

（イ）床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1
万8,000円

別表23の項第1号備考の欄3から5までの規定中「（カ）」を「（キ）」に改め、同項第2号ウ中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号ウ（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ（イ）を同号ウ（ウ）とし、同号ウ（ア）の次に次のように加える。

（イ）床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1
4万6,000円

別表23の項第2号エ中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号エ（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号エ（イ）を同号エ（ウ）とし、同号エ（ア）の次に次のように加える。

（イ）床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1
1万7,000円

別表23の項第2号オ（ア）中「25万6,000円」を「24万2,000円」に改め、同号オ（カ）中「95万6,000円」を「92万6,000円」に改め、同号オ（カ）を同号オ（キ）とし、同号オ（オ）中「83万8,000円」を「81万2,000円」に改め、同号オ（オ）を同号オ（カ）とし、同号オ（エ）中「71万1,000円」を「68万7,000円」に改め、同号オ（エ）を同号オ（オ）とし、同号オ（ウ）中「58万円」を「55万8,000円」に改め、同号オ（ウ）を

同号オ（エ）とし、同号オ（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「40万7,000円」を「39万1,000円」に改め、同号オ（イ）を同号オ（ウ）とし、同号オ（ア）の次に次のように加える。

（イ）床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 3
0万3,000円

別表23の項第2号備考の欄3から5までの規定中「(カ)」を「(キ)」に改め、同項第3号ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号ウ（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ（イ）を同号ウ（ウ）とし、同号ウ（ア）の次に次のように加える。

（イ）床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1
万円

別表23の項第3号エ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号エ（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号エ（イ）を同号エ（ウ）とし、同号エ（ア）の次に次のように加える。

（イ）床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1
万円

別表23の項第3号備考の欄3から5までの規定中「(カ)」を「(キ)」に改め、同項第4号ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号ウ（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ（イ）を同号ウ（ウ）とし、同号ウ（ア）の次に次のように加える。

（イ）床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 7
万4,000円

別表23の項第4号エ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号エ（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号エ（イ）を同号エ（ウ）とし、同号エ（ア）の次に次のように加える。

（イ）床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 6
万円

別表23の項第4号オ（ア）中「12万9,000円」を「12万2,000円」に改め、同号オ（カ）中「50万円」を「48万5,000円」に改め、同号オ（カ）を同号オ（キ）とし、同号オ（オ）中「43万6,000円」を「42万3,000円」に改め、同号オ（オ）を同号オ（カ）とし、同号オ（エ）中「36万9,000

円」を「35万7,000円」に改め、同号オ(エ)を同号オ(オ)とし、同号オ(ウ)中「29万8,000円」を「28万7,000円」に改め、同号オ(ウ)を同号オ(エ)とし、同号オ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「20万7,000円」を「19万9,000円」に改め、同号オ(イ)を同号オ(ウ)とし、同号オ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1
5万3,000円

別表23の項第4号備考の欄3から5までの規定中「(カ)」を「(キ)」に改め、同表24の項第1号ア中「工場等」の次に「及び他の建築物」を加え、同号ア中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1
1万7,000円

別表24の項第1号イ中「工場等」の次に「及び他の建築物」を加え、同号イ(ア)中「25万6,000円」を「24万2,000円」に改め、同号イ(カ)中「95万6,000円」を「92万6,000円」に改め、同号イ(カ)を同号イ(キ)とし、同号イ(オ)中「83万8,000円」を「81万2,000円」に改め、同号イ(オ)を同号イ(カ)とし、同号イ(エ)中「71万1,000円」を「68万7,000円」に改め、同号イ(エ)を同号イ(オ)とし、同号イ(ウ)中「58万円」を「55万8,000円」に改め、同号イ(ウ)を同号イ(エ)とし、同号イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「40万7,000円」を「39万1,000円」に改め、同号イ(イ)を同号イ(ウ)とし、同号イ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 3
0万3,000円

別表24の項第1号ウ中「工場等」の次に「(他の建築物を除く。)」を加え、同号ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(イ)を同号ウ(ウ)とし、同号ウ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 2

万8,000円

別表24の項第1号額の欄に次のように加える。

エ 他の建築物

(ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 1万円

(イ) 床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1万8,000円

(ウ) 床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 2万9,000円

(エ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 8万5,000円

(オ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 13万5,000円

(カ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 17万円

(キ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 21万3,000円

別表24の項第1号備考の欄4中「前記3」を「前記4」に改め、同欄中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 左記の「他の建築物」とは、法第34条第1項の認定を受けた同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第3項に規定する他の建築物をいう。

別表24の項第2号ア中「工場等」の次に「及び他の建築物」を加え、同号ア中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 6万円

別表24の項第2号イ中「工場等」の次に「及び他の建築物」を加え、同号イ(ア)中「12万9,000円」を「12万2,000円」に改め、同号イ(カ)中「50万円」を「48万5,000円」に改め、同号イ(カ)を同号イ(キ)とし、同号イ(オ)中「43万6,000円」を「42万3,000円」に改め、同号イ(オ)を同号イ(カ)とし、同号イ(エ)中「36万9,000円」を「35万7,000円」

に改め、同号イ（エ）を同号イ（オ）とし、同号イ（ウ）中「29万8,000円」を「28万7,000円」に改め、同号イ（ウ）を同号イ（エ）とし、同号イ（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「20万7,000円」を「19万9,000円」に改め、同号イ（イ）を同号イ（ウ）とし、同号イ（ア）の次に次のように加える。

（イ）床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1
5万3,000円

別表24の項第2号ウ中「工場等」の次に「(他の建築物を除く。)」を加え、同号ウ中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号ウ（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ（イ）を同号ウ（ウ）とし、同号ウ（ア）の次に次のように加える。

（イ）床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1
万5,000円

別表24の項第2号額の欄に次のように加える。

エ 他の建築物

（ア）床面積が300平方メートル以下のもの 6,000円

（イ）床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1
万円

（ウ）床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの
1万7,000円

（エ）床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの
5万1,000円

（オ）床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 8万
1,000円

（カ）床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 1
0万2,000円

（キ）床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 12万8,000円

別表24の項第2号備考の欄4中「前記3」を「前記4」に改め、同欄中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 左記の「他の建築物」とは、法第34条第1項の認定を受けた同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第3項に規定する他の建築物をい

う。

別表24の項第3号ア中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

(イ)床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 3
万円

別表24の項第3号イ(ア)中「6万4,000円」を「6万円」に改め、同号イ(カ)中「25万円」を「24万2,000円」に改め、同号イ(カ)を同号イ(キ)とし、同号イ(オ)中「21万8,000円」を「21万1,000円」に改め、同号イ(オ)を同号イ(カ)とし、同号イ(エ)中「18万4,000円」を「17万8,000円」に改め、同号イ(エ)を同号イ(オ)とし、同号イ(ウ)中「14万9,000円」を「14万3,000円」に改め、同号イ(ウ)を同号イ(エ)とし、同号イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「10万3,000円」を「9万9,000円」に改め、同号イ(イ)を同号イ(ウ)とし、同号イ(ア)の次に次のように加える。

(イ)床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 7
万7,000円

別表24の項第3号ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(イ)を同号ウ(ウ)とし、同号ウ(ア)の次に次のように加える。

(イ)床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 7,
000円

別表24の項第4号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同号ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(イ)を同号ウ(ウ)とし、同号ウ(ア)の次に次のように加える。

(イ)床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1
万8,000円

別表24の項第4号エ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号エ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に

改め、同号エ（イ）を同号エ（ウ）とし、同号エ（ア）の次に次のように加える。

（イ）床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1
万8,000円

別表24の項第4号備考の欄3中「第29条第3項」を「第34条第3項」に、「(カ)」を「(キ)」に改め、同欄4及び5中「(カ)」を「(キ)」に改め、同欄6中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同欄7中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項第5号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同号ウ中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号ウ（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ（イ）を同号ウ（ウ）とし、同号ウ（ア）の次に次のように加える。

（イ）床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1
4万6,000円

別表24の項第5号エ中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号エ（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号エ（イ）を同号エ（ウ）とし、同号エ（ア）の次に次のように加える。

（イ）床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1
1万7,000円

別表24の項第5号オ（ア）中「25万6,000円」を「24万2,000円」に改め、同号オ（カ）中「95万6,000円」を「92万6,000円」に改め、同号オ（カ）を同号オ（キ）とし、同号オ（オ）中「83万8,000円」を「81万2,000円」に改め、同号オ（オ）を同号オ（カ）とし、同号オ（エ）中「71万1,000円」を「68万7,000円」に改め、同号オ（エ）を同号オ（オ）とし、同号オ（ウ）中「58万円」を「55万8,000円」に改め、同号オ（ウ）を同号オ（エ）とし、同号オ（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「40万7,000円」を「39万1,000円」に改め、同号オ（イ）を同号オ（ウ）とし、同号オ（ア）の次に次のように加える。

（イ）床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 3
0万3,000円

別表24の項第5号備考の欄3中「第29条第3項」を「第34条第3項」に、「(カ)」を「(キ)」に改め、同欄4及び5中「(カ)」を「(キ)」に改め、同欄6中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同欄7中「第30条第2項」を「第35条第

2項」に改め、同項第6号中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同号ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(イ)を同号ウ(ウ)とし、同号ウ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1万円(新たに追加される建築物にあつては、1万8,000円)

別表24の項第6号エ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号エ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号エ(イ)を同号エ(ウ)とし、同号エ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1万円(新たに追加される建築物にあつては、1万8,000円)

別表24の項第6号備考の欄3中「第29条第3項」を「第34条第3項」に、「(カ)」を「(キ)」に改め、同欄4及び5中「(カ)」を「(キ)」に改め、同欄6中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同欄7中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項第7号中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同号ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(イ)を同号ウ(ウ)とし、同号ウ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 7万4,000円(新たに追加される建築物にあつては、14万6,000円)

別表24の項第7号エ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号エ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号エ(イ)を同号エ(ウ)とし、同号エ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 6万円(新たに追加される建築物にあつては、11万7,000円)

別表24の項第7号オ(ア)中「12万9,000円」を「12万2,000円」に、「25万6,000円」を「24万2,000円」に改め、同号オ(カ)中「50万円」を「48万5,000円」に、「95万6,000円」を「92万6,000円」に改め、同号オ(カ)を同号オ(キ)とし、同号オ(オ)中「43万6,000円」

を「42万3,000円」に、「83万8,000円」を「81万2,000円」に改め、同号オ(オ)を同号オ(カ)とし、同号オ(エ)中「36万9,000円」を「35万7,000円」に、「71万1,000円」を「68万7,000円」に改め、同号オ(エ)を同号オ(オ)とし、同号オ(ウ)中「29万8,000円」を「28万7,000円」に、「58万円」を「55万8,000円」に改め、同号オ(ウ)を同号オ(エ)とし、同号オ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「20万7,000円」を「19万9,000円」に、「40万7,000円」を「39万1,000円」に改め、同号オ(イ)を同号オ(ウ)とし、同号オ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1

5万3,000円(新たに追加される建築物にあつては、30万3,000円)

別表24の項第7号備考の欄3中「第29条第3項」を「第34条第3項」に、「(カ)」を「(キ)」に改め、同欄4及び5中「(カ)」を「(キ)」に改め、同欄6中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同欄7中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項第8号中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、同号ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(イ)を同号ウ(ウ)とし、同号ウ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1

万8,000円

別表24の項第8号エ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号エ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号エ(イ)を同号エ(ウ)とし、同号エ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1

万8,000円

別表24の項第8号備考の欄3から5までの規定中「(カ)」を「(キ)」に改め、同項第9号エ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号エ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号エ(イ)を同号エ(ウ)とし、同号エ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1

4万6,000円

別表24の項第9号オ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号オ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号オ(イ)を同号オ(ウ)とし、同号オ(ア)の次に次のように加える。

(イ)床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1
1万7,000円

別表24の項第9号カ(ア)中「25万6,000円」を「24万2,000円」に改め、同号カ(カ)中「95万6,000円」を「92万6,000円」に改め、同号カ(カ)を同号カ(キ)とし、同号カ(オ)中「83万8,000円」を「81万2,000円」に改め、同号カ(オ)を同号カ(カ)とし、同号カ(エ)中「71万1,000円」を「68万7,000円」に改め、同号カ(エ)を同号カ(オ)とし、同号カ(ウ)中「58万円」を「55万8,000円」に改め、同号カ(ウ)を同号カ(エ)とし、同号カ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「40万7,000円」を「39万1,000円」に改め、同号カ(イ)を同号カ(ウ)とし、同号カ(ア)の次に次のように加える。

(イ)床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 3
0万3,000円

別表24の項第9号備考の欄3から5までの規定中「(カ)」を「(キ)」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議第30号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和3年3月8日提出

各務原市長 浅野健司

1 取得する物件

新庁舎高層棟事務机等

(内訳)

品名	数量
大型机	159台
両袖机	38台
平机	25台
右片袖机	24台
脇机	1台
コーナーテーブル	1台
ワゴン	454台
その他周辺部品	一式

2 取得の方法 一般競争入札

3 取得の価格 64,020,000円

4 取得の相手方 各務原市那加大東町54番地

株式会社岐東オフィス

代表取締役 伊藤宣浩

議第31号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和3年3月8日提出

各務原市長 浅野健司

1 取得する物件

新庁舎高層棟収納庫等

(内訳)

品名	数量
オープンラテラルキャビネット	163台
両開き書庫	146台
3枚引違い書庫	136台
クリスタルケース	41台
片開き書庫	6台
耐火ラテラル金庫	1台
2重連固定棚・移動棚	17セット
3重連固定棚・移動棚	1セット
その他周辺部品	一式

2 取得の方法 一般競争入札

3 取得の価格 60,500,000円

4 取得の相手方 各務原市鵜沼山崎町6丁目8番地

株式会社インフォファーム 各務原支店

取締役支店長 下野康雄

議第32号

財産の取得について

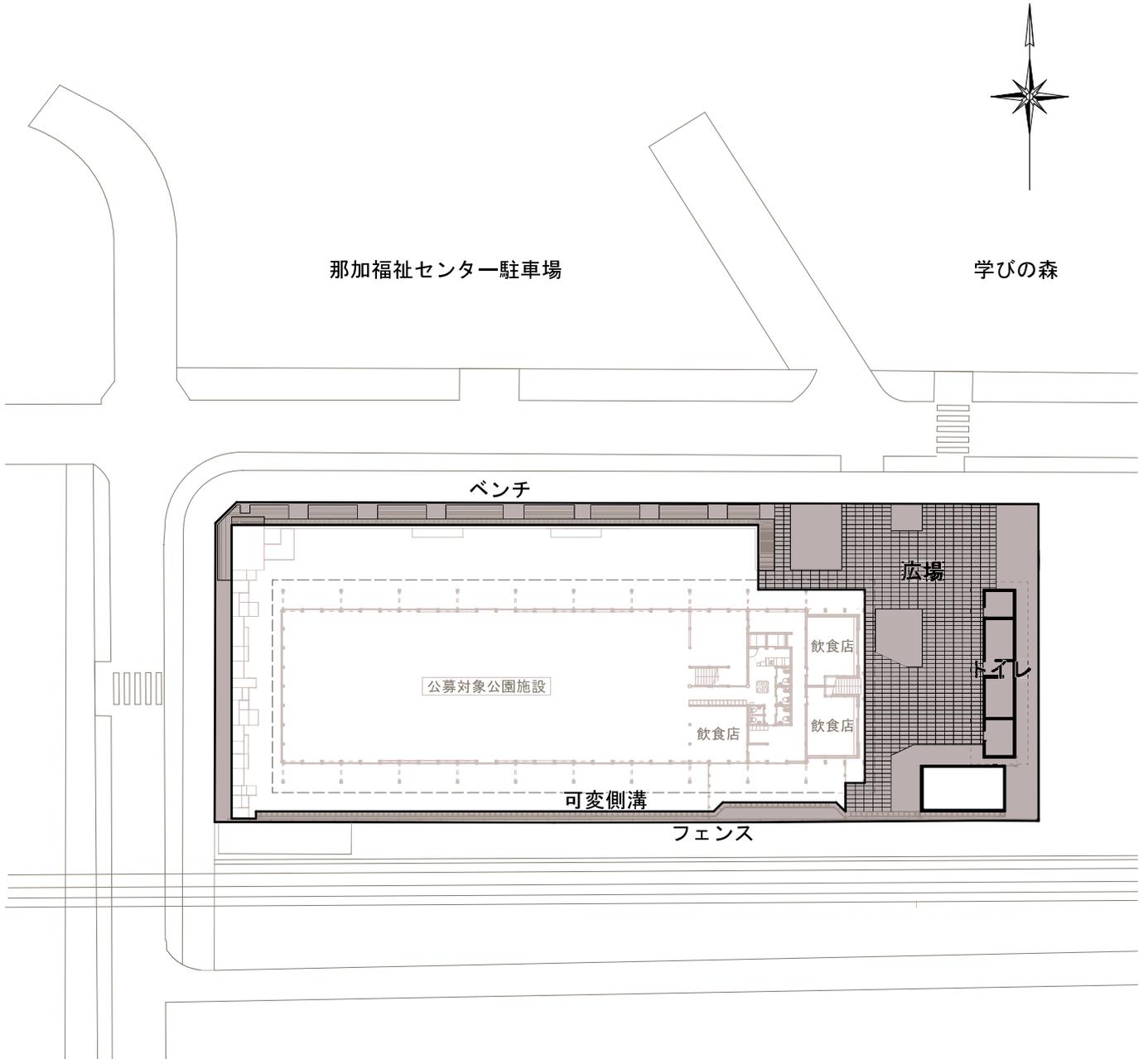
次のとおり財産を取得するものとする。

令和3年3月8日提出

各務原市長 浅野健司

- 1 取得する物件 特定公園施設
- 2 取得の方法 随意契約
- 3 取得の価格 40,000,000円
- 4 取得の相手方 各務原市那加桐野町2丁目9番地1
各務原学びの森株式会社
代表取締役 井上靖

位置図



■ 特定公園施設

議第 33 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

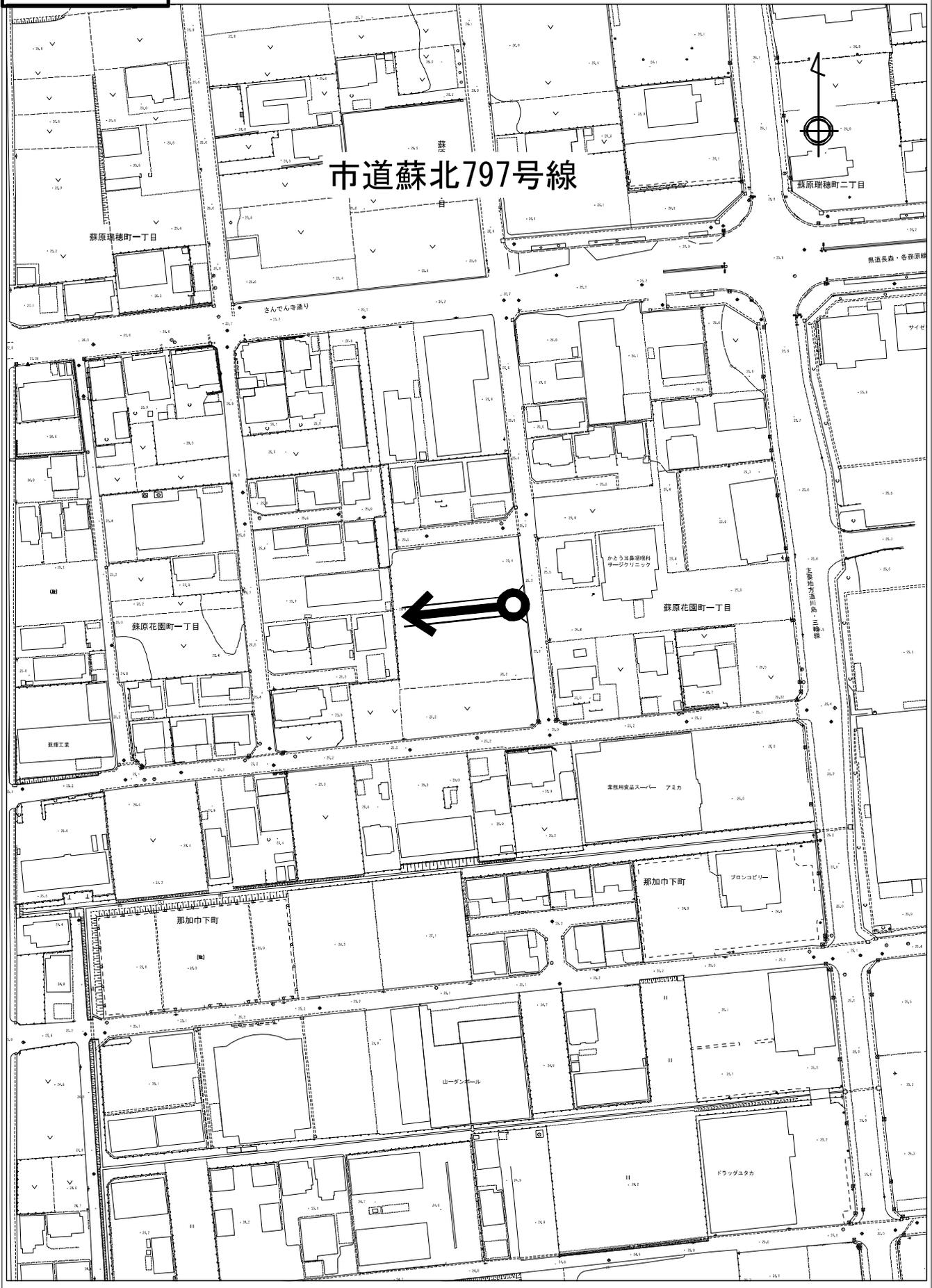
令和 3 年 3 月 8 日提出

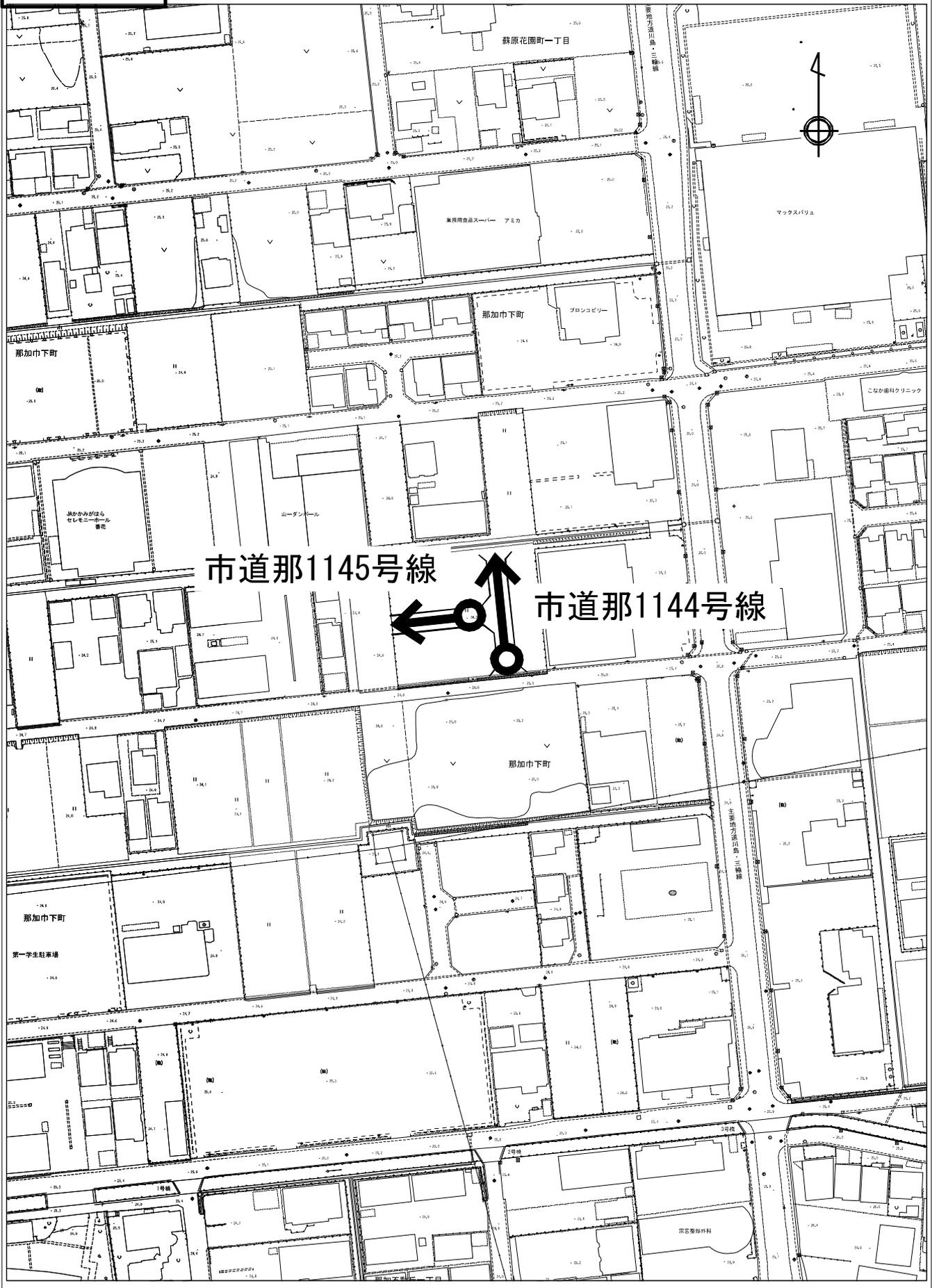
各務原市長 浅野 健 司

提案理由

開発行為により設置された道路を市道として認定しようとする。

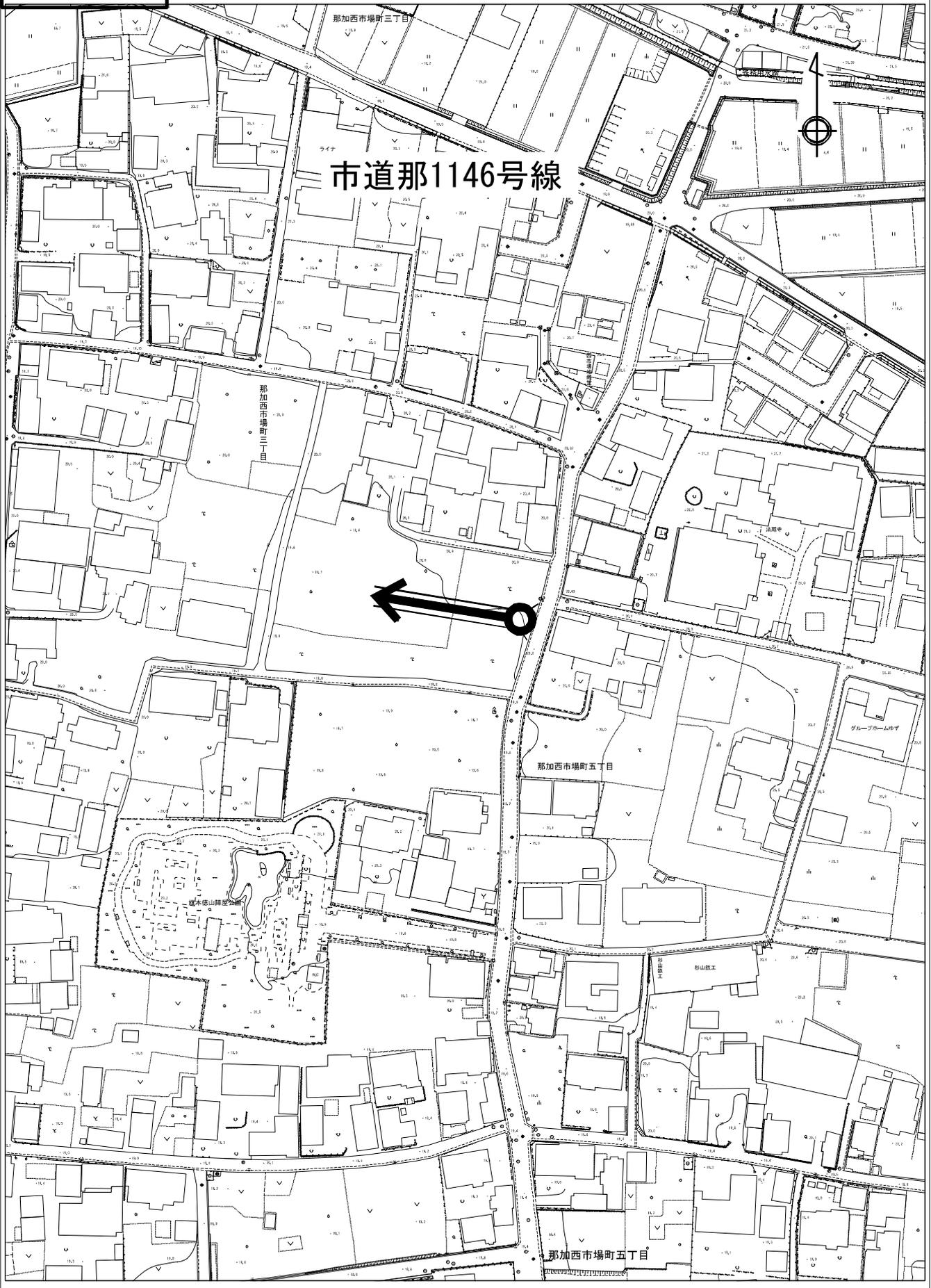
路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 蘇北 797 号線	各務原市蘇原花園町 1 丁目 54 番 10	地先から
	各務原市蘇原花園町 1 丁目 54 番 6	地先まで
市道 那 1144 号線	各務原市那加巾下町 36 番 5	地先から
	各務原市那加巾下町 36 番 10	地先まで
市道 那 1145 号線	各務原市那加巾下町 36 番 5	地先から
	各務原市那加巾下町 36 番 1	地先まで
市道 那 1146 号線	各務原市那加西市場町 3 丁目 73 番 12	地先から
	各務原市那加西市場町 3 丁目 73 番 7	地先まで
市道 那 1147 号線	各務原市那加石山町 1 丁目 3 番 7	地先から
	各務原市那加石山町 1 丁目 3 番 10	地先まで





市道那1145号線

市道那1144号線





議第34号

各務原市副市長の選任について

各務原市副市長に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和3年3月8日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市下切町※※※※※※※※※※

氏 名 磯 谷 均

生年月日 昭和31年※※月※※日

提案理由

各務原市副市長磯谷均氏の任期が3月31日に満了するため、再び同氏を選任しようとする。

議第 35 号

各務原市監査委員の選任について

各務原市監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和 3 年 3 月 8 日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市各務西町※※※※※※※※※

氏 名 五 島 浩 利

生年月日 昭和 27 年※※月※※日

提案理由

各務原市監査委員五島浩利氏の任期が 4 月 1 日に満了するため、再び同氏を選任しようとする。

議第36号

各務原市公平委員会委員の選任について

各務原市公平委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和3年3月8日提出

各務原市長 浅野健司

住 所 岐阜市江川町※※※※※※※※※※※

氏 名 森川幸江

生年月日 昭和22年※※月※※日

提案理由

各務原市公平委員会委員森川幸江氏の任期が3月31日に満了するため、再び同氏を選任しようとする。

